

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成27年1月16日付けで提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

仙台市若林福祉事務所長が平成26年11月17日付けH26若保護第5号で審査請求人に対してした保護廃止決定処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

仙台市若林福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成26年11月17日付けH26若保護第5号で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対してした保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

保護廃止日が平成26年11月1日となっているが、辞退届を提出したのは同月14日である。また、保護廃止日が11月1日となる論拠が明示されていない。

### 第2 認定事実及び判断

#### 1 認定事実

請求人から提出された審査請求書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成21年1月19日に処分庁に対し生活保護（以下「保護」という。）を申請し、同日付けで保護開始となったこと。
  - (2) 請求人は、[REDACTED]の代理人として、保護に関する事務手続き及び金銭管理を行っていたこと。
  - (3) 請求人は、平成26年11月14日に処分庁に対し、平成25年10月28日に請求人の[REDACTED]（以下「[REDACTED」という。）の[REDACTED]が死亡し、その[REDACTED]が平成26年11月10日に、請求人の[REDACTED]の銀行口座に振り込まれたことを報告し、「生活保護に関する届出書」（以下「辞退届」という。）を届け出たこと。その辞退届には「[REDACTED]による収入で生活していく事となった為、生活保護を辞退致します。」と記載されていること。
  - (4) 処分庁は、上記(2)の届出に基づき、自立生計維持が可能と判断し、同月1日付けで請求人の保護を廃止とする本件処分を行ったこと。
- 本件処分に係る通知には、処分決定の理由として「辞退による廃止」と記載されていること。
- (5) 請求人は、本件処分を不服として、平成27年1月16日付けで本件審査請求を行ったこと。

#### 2 判断

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条は、「保護は、生活に

困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。

(2) 法第26条は、「被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。ここでいう「保護を必要としなくなったとき」とは、法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合をいうと解される。

(3) 以上を踏まえ、本件処分について判断する。

請求人は、上記1の(3)のとおり[ ]が受領した[ ]により生活する意思により処分庁に辞退届を提出したが、当該相続金は[ ]が[ ]として受領したものであり、請求人が[ ]の金銭管理をしていたからといって請求人の収入として認定することはできず、少なくとも請求人が保護を継続実施すべき状態でなくなった場合をいうと解される。

したがって、本件処分に係る保護の廃止決定日は辞退届を提出した日の翌日の同月15日とすべきであり、本件処分は違法と認められる。

### 第3 結論

以上のとおり、本件処分は、違法な処分であり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年6月26日

宮城県知事 村井嘉浩

